

## 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）関連情報について

この度の東北地方太平洋沖地震で被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

当該地域海運関連事業者の皆様、並びに船員の皆様・ご家族様に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災された方々の救助活動、復興支援に活動いただいている皆様の暖かい志に、心からお礼申し上げます。

3 / 19 現在の当業界に係る関連情報をお知らせいたします。

このホームページは、今後も地震に係る内航業界に関連する情報をお知らせして参ります。

- 東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について
- 石油製品の供給について
- 東日本大震災に対する船員保険の当面の対応等について
- 仙台塩釜港（仙台港区）の一部復旧について
- 岩手県宮古港の一部復旧について
- 会議免状、船舶検査、雇入契約等申請手続きの弾力的運用について
- 船員の在籍出港の特例について
- 東北地方太平洋沖地震における国交省の今後の対応 方針

以 上

(暫定版)

## 東日本大震災に対する船員保険の当面の対応等について

平成 23 年 3 月 18 日

全国健康保険協会 船員保険部

### 1. 主な被災地域の船員保険加入者数及び船舶所有者数 (詳細は別添)

- 船員保険部で把握しているデータで確認したところ、東北 6 県及び茨城県に住所を有する加入者数は、23,360 人 (被保険者 10,342 人、被扶養者 13,018 人) で、全体 (約 13 万 7 千人) の約 17%となっている。  
上記 7 県に所在する船舶所有者数は 613 で、全体 (約 6 千) の約 10%となっている。
- 上記 7 県のうち、津波による被害が甚大であった岩手、宮城及び福島 の 3 県では、加入者数は、16,424 人 (被保険者 7,158 人、被扶養者 9,266 人) で、全体の約 12%となっている。  
上記 3 県に所在する船舶所有者数は 302 で、全体の約 5%となっている。
- また、岩手、宮城及び福島 の 3 県の加入者及び船舶所有者の住所地・所在地を市町村別で見ると、ほとんどが津波被害による甚大であった市町村に所在している。

### 2. 船員保険として講じてきた当面の対応 (3 月 18 日 (金) 午前 10 時現在)

- 厚生労働省の方針を踏まえ、これまで当面の対応として、以下の方針を取りまとめ、ホームページに公表するとともに、船員労使団体にも関係者への周知を依頼 (厚生労働省の方針については、新聞、テレビ等を通じて広く周知が行われている)。
  - ① 被災された加入者が医療機関等を受診される場合、保険証の提示をしていただかなくても、医療機関等の窓口で、「氏名」、「生年月日」「船舶所有者名」を申し立ていただければ、受診していただけること。
  - ② 紛失された保険証の再交付については、船員保険部に申請いただければ速やかに再交付を行うこと。
  - ③ 5 月末日までに医療機関等で受診される場合については、受診時に、医療機関等の窓口で一部負担金等をお支払いいただく必要はないこと。
  - ④ 疾病任意継続被保険者の方々の保険料については、今後、納めていただく予定の保険料の納付期限を一定期間延長する予定であること (対象地域や延長期間については、今後あらためてお知らせを行う)。

### 3. 今後の対応

- 状況の推移、厚生労働省の方針等に応じ、今後とも、随時必要な対応を講じる。
- 船員労使各団体とは、今後とも、随時情報交換等を行い、緊密な連携を図る。

(以上)

事務連絡（地震関連）  
平成23年3月19日

内航大型船輸送海運組合  
全国海運組合連合会  
全国内航輸送海運組合  
全日本内航船主海運組合  
全国内航タンカー海運組合

事務局 御中

日本内航海運組合総連合会  
調査企画部長

### 東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について

掲題に関し、平成23年3月18日付国土交通省海事局安全基準課からの報道発表資料「東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について」を入手しましたので、関連する海上保安庁海洋情報部の資料も合わせて送付致しますので貴組合員に周知徹底して戴き、安全運航にご活用願います。

#### <添付資料>

1. 海事局「東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について」
2. 海上保安庁「東北地方太平洋沖地震に伴う航行警報位置図」
3. 海上保安庁「お知らせ」

以上

# 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について

平成23年3月18日

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、現在、太平洋側の広い範囲にわたって船舶及び家屋の一部を含む物体が多数漂流しており、海上保安庁から航行警報が発出されているところ、当該海域を航行する際には、船舶は、十分注意して航行するように努めてください。

なお、沿海区域を航行区域とし、沿海区域に対応した船舶職員を配乗させた船舶が、多数の漂流物があるために沿海区域を超えた海域を航行しないと漂流物との衝突を回避できない状況が発生した場合は、緊急避難的な観点から、下記を条件として、当該船舶が沿海区域を超えて航行することを認めることとします。


### 記

沿海区域から大きく逸脱せず、沿海区域を超えた海域を航行しないと漂流物との衝突を回避できない状況が解消した場合には、速やかに沿海区域に戻ることを。

※この措置は、標記地震に伴う船舶及び家屋の一部を含む物体の漂流に関する航行警報が発出されている間に限り適用します。

以上

### 添付資料

- 東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について (PDF ファイル) 

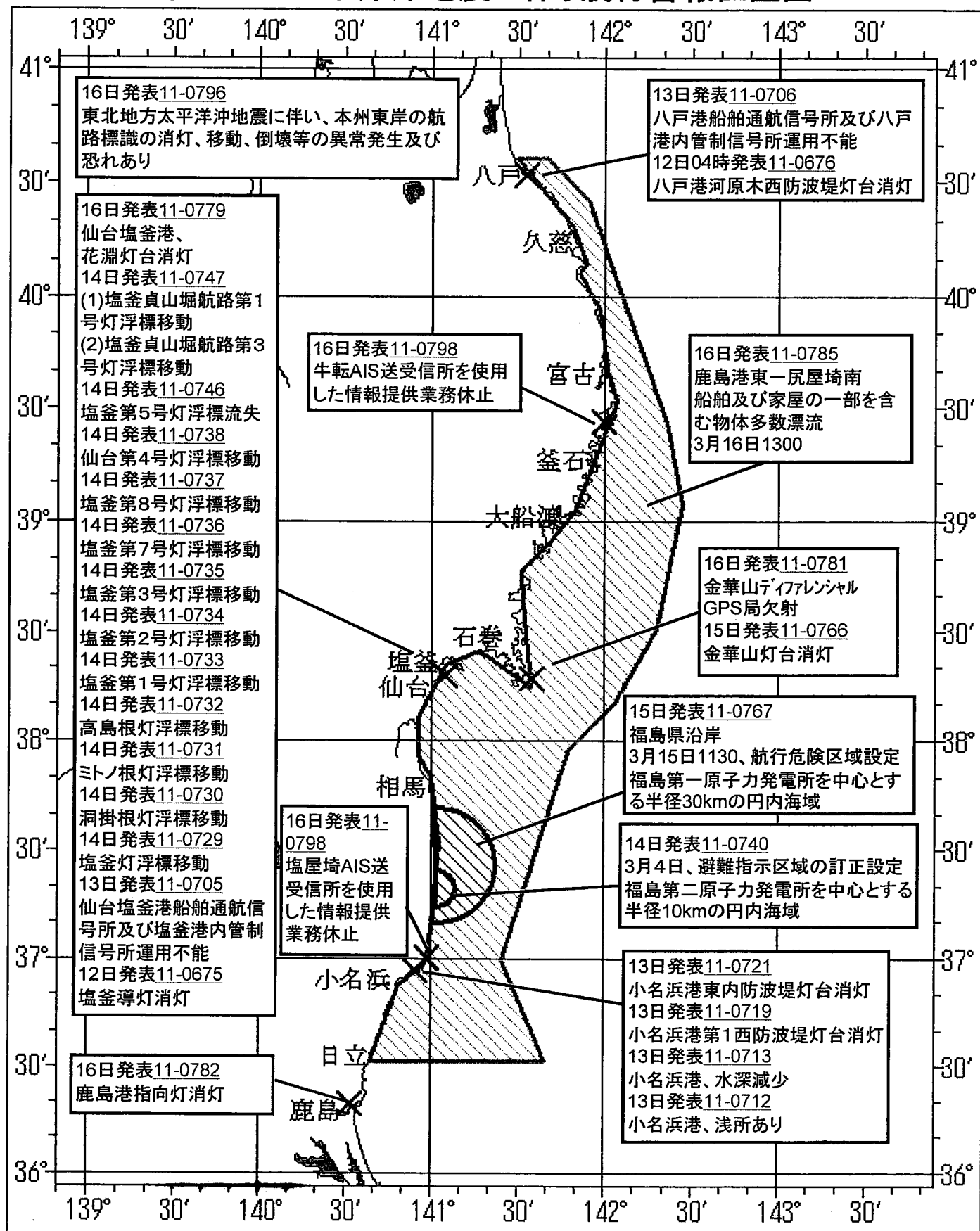
### お問い合わせ先

国土交通省海事局安全基準課企画係長 蛭原

TEL: 03-5253-8111 (内線43-936) 直通 03-5253-8636

平成23年3月17日1700現在

### 東北地方太平洋沖地震に伴う航行警報位置図



この図はNAVTEX航行警報を図示したものです。詳細な情報は以下を参照してください。

URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/cgi/skat/map.cgi?1&ALL&0#NAVJP>

## お 知 ら せ

### 東北地方太平洋沖地震の影響による海図の記載内容について

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波により、本州東岸及び各港湾等においては、防波堤、岩壁等の損傷及び陸上から押し流された家屋・車輛等、海底の険悪物存在など、現況と関連海図の記載内容が相違しているおそれがありますのでご注意ください。今後、調査結果が判明次第、逐次海上保安庁が発行する水路通報に掲載します。

水路通報アドレス

[http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho\\_db/tuhoserch.html](http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho_db/tuhoserch.html)

## 石油製品の供給について

平成23年3月16日  
資源エネルギー庁資源・燃料部

- 今般の震災に係る石油製品供給の件につきましては、大変ご迷惑をおかけしております。
- 被災地のみならず、関東圏も含め、ガソリン、軽油、灯油等の生活に不可欠な石油製品の供給のため、石油会社、ガソリンスタンド等とともに、24時間体制で、全力を尽くしているところです。
- しかしながら、十分な対応ができておらず、大変ご不便をおかけしております。
- 製油所は、震災により6製油所が稼働停止していますが、順次復旧していくことによって、供給能力が今後相当程度回復する見込みです。  
※我が国の27製油所のうち、6製油所が稼働停止中。しかし、そのうち3製油所は、来週以降順次復旧予定。
- 他方、被災地を中心に石油製品が現地に届いていない実態があります。石油製品そのものの供給力の増大とともに、油槽所、港湾施設の復旧等が重要であり、政府全体として全力で対応しているところです。
- いずれにせよ、病院、通信施設、地元消防局等、人命救助や生活維持のため必要不可欠なところへの供給や、被災地における移動手段確保のための供給を最優先に考え、対応しているところです。
- 当省としても、石油連盟・全石連に対し石油製品の円滑供給を要請し、石油の民間備蓄義務の水準を3日分引き下げるなど、石油製品の安定供給に向け全力で取り組んでおります。
- 全国の消費者におかれましては、こういった事情を踏まえ、不要不急のガソリン、軽油、灯油等の購入を控えるよう、ぜひよろしく願います。

東北地方(被災地)及び関東圏でのガソリン・軽油等の供給確保  
 ー緊急の供給確保措置と拡大輸送ルートの設定ー

稼働率アップによる追加増産等を東北地方に転送(約2万kl/日)

輸出抑制、需要抑制

西日本の製油所の稼働率95%以上へ

関東圏への安定供給  
 ・ローリーの大量投入  
 ・鉄道による輸送ルートの確保

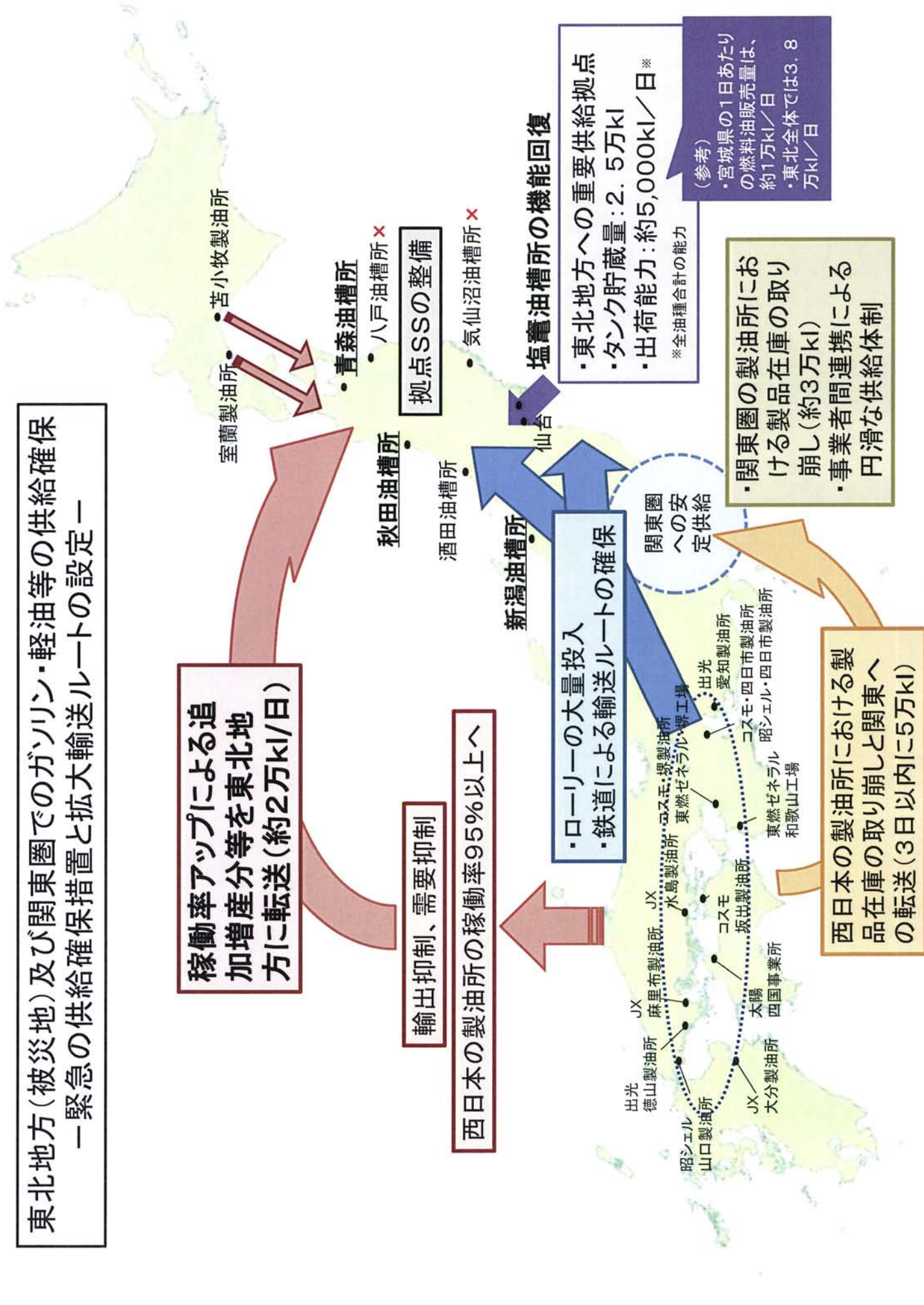
塩竈油槽所の機能回復

・東北地方への重要供給拠点  
 ・タンク貯蔵量: 2.5万kl  
 ・出荷能力: 約5,000kl/日  
 ※全油種合計の能力

(参考)  
 ・宮城県の1日あたりの燃料油販売量は、約1万kl/日  
 ・東北全体では3.8万kl/日

関東圏の製油所における製品の在庫の取り崩し(約3万kl)  
 ・事業者間連携による円滑な供給体制

西日本の製油所における製品の在庫の取り崩しと関東への転送(3日以内に5万kl)





# 東北地方(被災地)及び関東圏でのガソリン・軽油等の供給確保 ー緊急の供給確保措置と拡大輸送ルートの設定ー

## 東北地方(被災地)に向けて着実な供給

### タンクローリーを抜本的に追加投入(300台増)

- 現在、東北地方でガソリン等の供給に携わるローリーは、約1,100台
- このうち、油槽所からSSにガソリン等を供給するローリーは、約400台
- 域内供給の最大のボトルネックは、特に、この油槽所からSSにガソリン等を供給するローリーの不足**
- 石油各社が新たに関西圏等の域外からローリーを大幅に追加投入(300台追加)するよう要請し、700台の供給体制を確保

### 西日本の製油所からのガソリン等の東北地方への大量転送

- 西日本の製油所の稼働率アップ(各製油所とも95%以上の稼働率の達成を目標)
- 輸出抑制・需要抑制
- 約2万kl/日のガソリン等を東北地方に転送
- 北海道の2製油所からの供給を加え、震災前の東北地方の需要量に相当する約3.8万kl/日のガソリン等の供給を確保

### 太平洋側の油槽所(塩竈油槽所)の早期の機能回復

- 震災により停止した塩竈油槽所は、東北地方域内へのガソリン等の主要拠点であり、早期の機能回復が必要
- 3月16日、出光・塩竈油槽所が在庫出荷を開始
- 今後、タンカーが着棧可能となるよう、早期の近隣海域の掃海・海上保安庁による検査が必要

### 拠点SSの指定と重点供給

- 以下の観点から、被災地域において特に重要な拠点SSを指定し、重点的にガソリン等を供給。
  - ・消防、警察等の緊急車両の重点供給地点
  - ・救援物資等の物流維持のために重要な供給地点
  - ・避難者の生活・生活者支援のために特に重要な供給地点

○鉄道による輸送ルートの確保

### 灯油供給対策

ドラム缶による大量陸送による供給 等

## 関東圏に向けガソリン・軽油等の安定供給確保

○来週後半頃に、地震により停止中の3製油所が回復し、供給不足はほぼ解消するため、それ以前の**今後、数日間が重要。**

○概ね3日以内に、西日本の製油所の製品在庫のうち、5万klを関東圏に転送し、市場に投入することを石油各社に指示

○稼動中の関東圏の製油所の在庫の取り崩し(約3万kl)  
○事業者間連携による円滑な供給体制(他社へのローリーの提供等)

拠点SSの指定と重点供給(上記と同様)

問い合わせ先  
国土交通省港湾局海岸防災課災害対策室  
課長補佐 高橋 03-5253-8689 (直通)  
海上保安庁東北地方太平洋沖地震災害対策本部  
課長補佐 福本、上村 03-3591-6361 (5902)

国土交通省港湾局  
海上保安庁  
平成23年3月18日

### 仙台塩釜港（仙台港区）の一部復旧について

東北地方太平洋沖地震災害対応として、緊急物資の海上輸送の早期実現を図るため、宮城県仙台塩釜港（仙台港区）において実施していた、東北地方整備局による航路啓開活動と海上保安庁測量船「拓洋」（総トン数約2,400トン）、同「明洋」（総トン数550トン）による水路測量調査を終え、下記のとおり一部復旧しましたのでお知らせします。

また、九州地方整備局の大型浚渫兼油回収船「海翔丸」（総トン数4,651トン）が同港に入港し、非常食1500食分等の緊急支援物資を輸送しました。

#### 記

#### 1 復旧日時

平成23年3月18日（金） 午前10時

#### 2 復旧場所

中野地区 高松ふ頭岸壁（-12.0m）及び航路【別図参照】

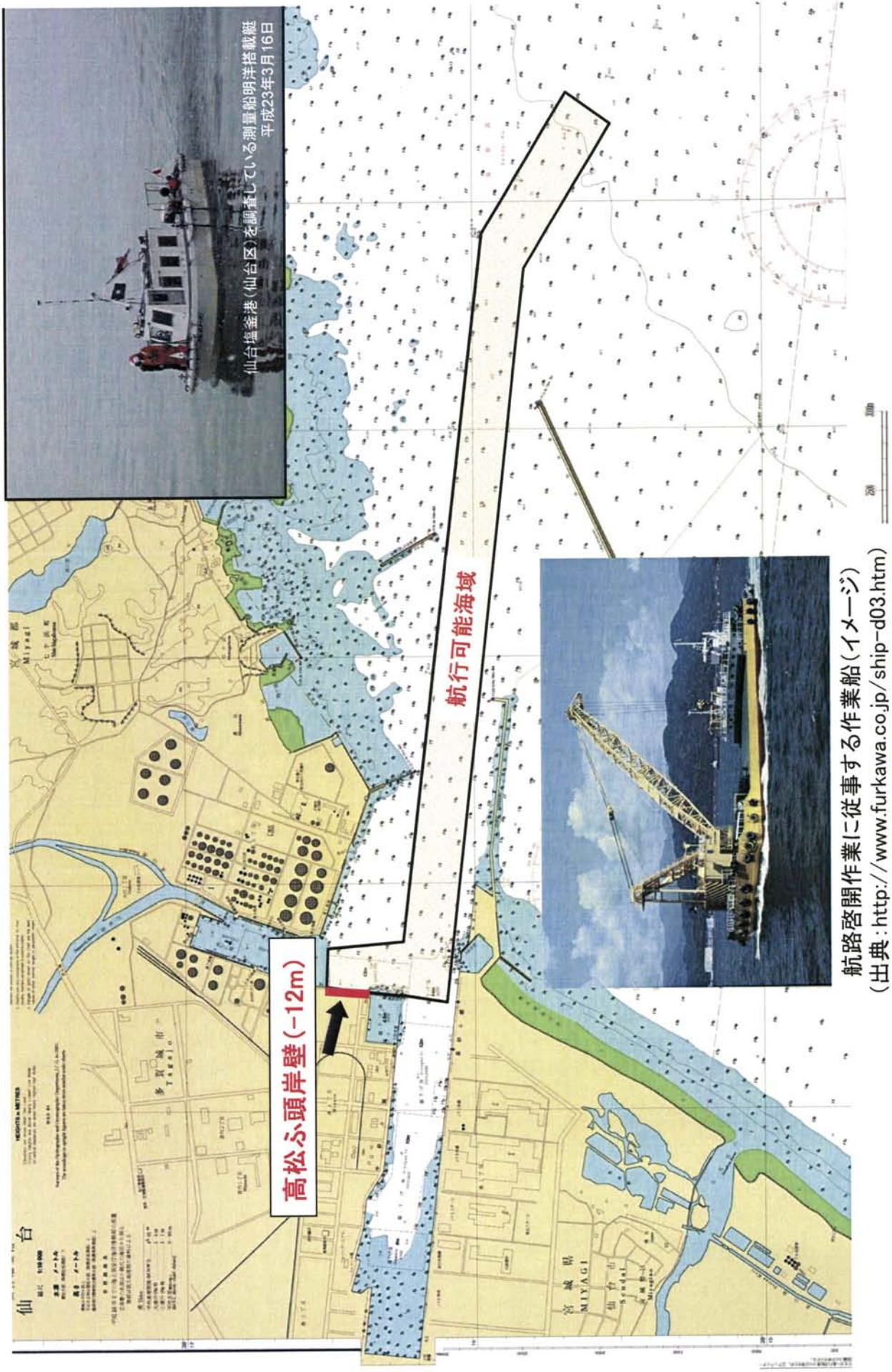
#### 3 対象船舶

復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める緊急物資輸送等に從事する船舶が対象となります。

#### 【添付物】

- 別図（仙台塩釜港（仙台港区）航行可能海域）
- 航路啓開活動、水路測量調査（イメージ図、船体写真）

# 仙台塩釜港 仙台港区 航行可能海域図(長さ約6,000m、幅約300m)



航路啓開作業に従事する作業船(イメージ)  
(出典: <http://www.furkawa.co.jp/ship-d03.htm>)

## 災害時における航路啓開作業等(港湾局)



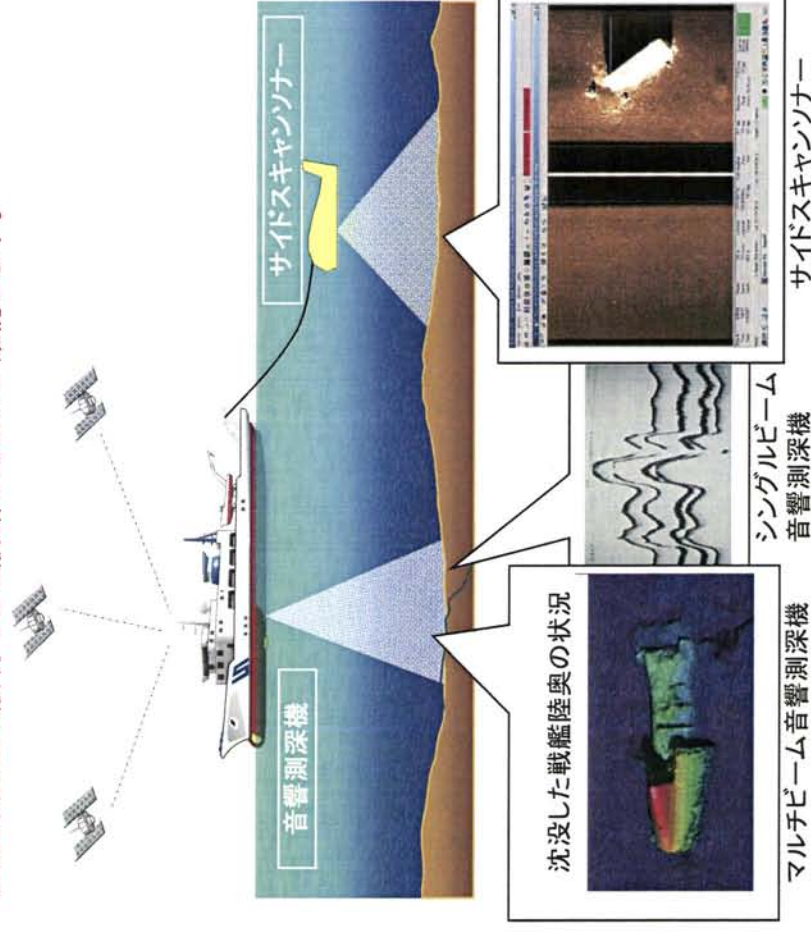
航路啓開(コンテナの引き上げ)



「海翔丸」による緊急支援助物資の輸送

## 災害時における水路測量及び障害物調査(海上保安庁)

測量船の船尾から曳航したサイドスキャンソナーにより、海中及び海底の障害物の存在を検知し、音響測深機により障害物の位置・水深を測り、安全に航行できる航路であるのか確認します。



## 仙台塩釜港の調査を行った海上保安庁の測量船



測量船 拓洋



測量船 明洋

**同時発表**

国土交通省記者会、国土交通省交通運輸記者会、  
国土交通省建設専門紙記者会

平成23年3月17日

**岩手県 宮古港の一部復旧について**

東北地方整備局及び第二管区海上保安本部では、緊急物資の海上輸送の早期実現を図るため、岩手県宮古港において実施していた水路測量及び航路啓開活動を終え、下記のとおり一部復旧しましたのでお知らせします。

これを受け、北陸地方整備局所属の大型浚渫兼油回収船「白山」が入港し、支援物資の陸揚げ等を行いました。

**記****1 復旧日時**

平成23年3月17日（木）16時

**2 復旧場所**

藤原地区 岸壁（-7.5m）

岸壁（-10.0m） ※-8.5m、-9.0mで運用

岸壁（-12.0m）

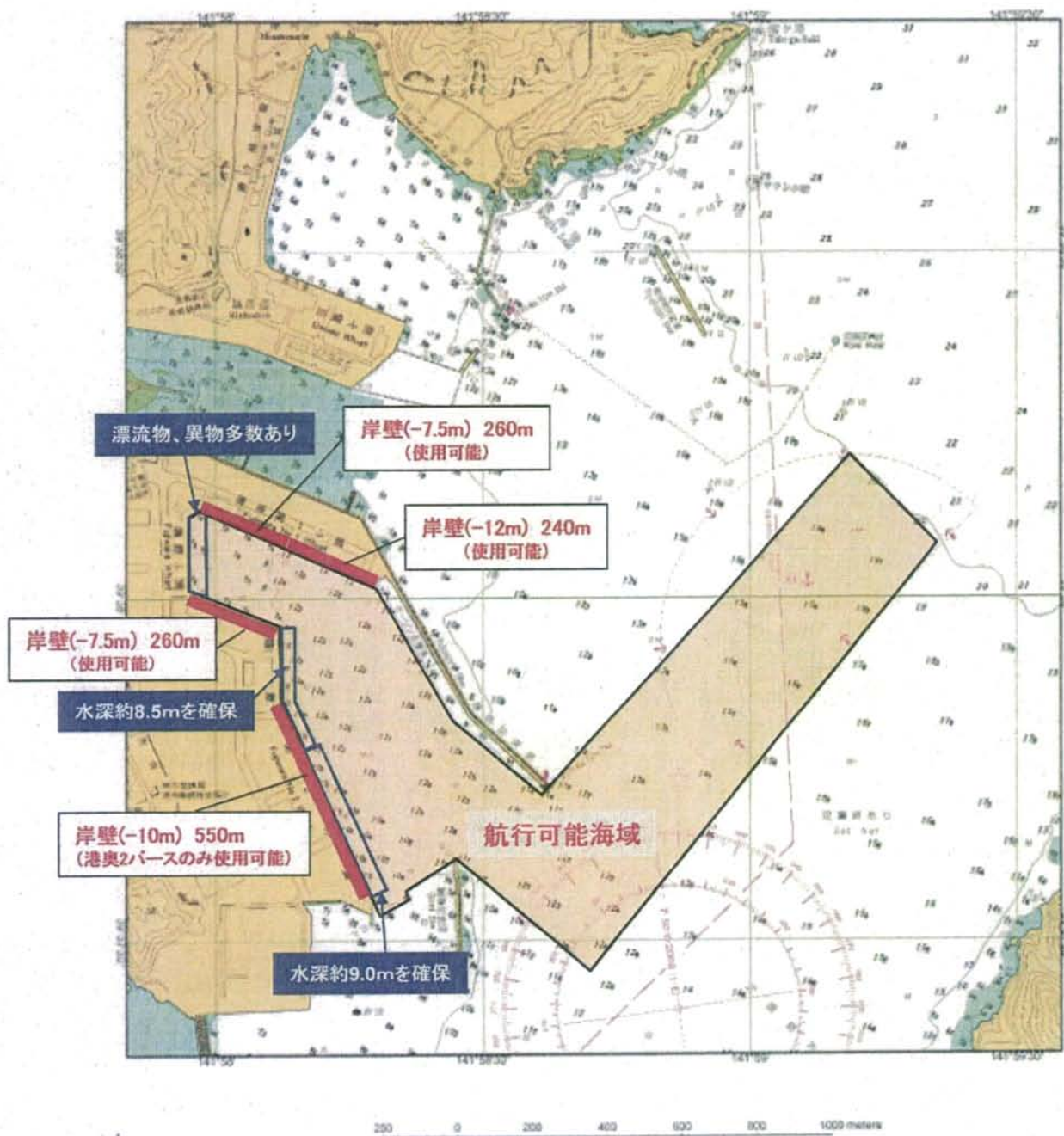
**【別図参照】****3 対象船舶**

復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める緊急物資輸送等に従事する船舶が対象となります。

**お問い合わせ先**

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 災害対策室  
課長補佐 高橋 秀彰 03-5253-8689（直通）  
海上保安庁東北地方太平洋沖地震災害対策本部  
福本、中林 03-3591-6361 内 5391

# 宮古港 (航行可能海域)



平成23年3月17日

問い合わせ先	
国土交通省海事局	
海技課	中村 (内線 45-318)
検査測度課	高瀬 (内線 44-157)
運航労務課	近藤 (内線 45-223)

東北地方太平洋沖地震災害の発生に伴い、海技免状、船舶検査、雇入契約等

の申請手続き等について、弾力的に運用します。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震災害による被災者の方々への影響の大きさ及び現地出先機関の窓口業務における支障等も踏まえ、海技免状、船舶検査、雇入契約等の申請手続き等について、別添のとおり弾力的に運用することに致しました。

なお、出先機関の開庁状況については、国土交通省ホームページにて別途公表、随時更新する予定としています。

(別添資料)

- 資料1 海技免状・操縦免許証等の取扱いについて
- 資料2 船舶検査等の取扱いについて
- 資料3 雇入契約等の取扱いについて

## (資料1) 海技免状・操縦免許証等の取扱いについて

### 1. 弾力措置の期間及び対象

今般の地震は、国内観測史上最大規模の災害であることに鑑み、長期的な影響が生じられることから、災害救助法が適用される市町村に住所を有する者及びその他やむを得ない事情がある者について、当分の間、弾力措置を講じます。

### 2. 弾力措置の内容

#### (1) 海技免許又は操縦免許の申請

海技免許又は操縦免許の申請は、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年以内にしなければならないところ、1年を超えていても申請できるようにします。

#### (2) 海技免状又は操縦免許証の更新申請

被災日以降に海技免状又は操縦免許証の有効期間（5年間）が満了する者のうち、その更新申請時において、更新期間（有効期間満了日以前1年以内）を超過しているものについては、有効期間満了日に更新申請があったものとみなします。この場合において、海技免状更新講習又は操縦免許証更新講習により更新を行うおうとする者に係る取扱いは、次のとおりです。

##### [更新講習関係]

① 更新講習は更新申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、更新申請日において、3月を超過しているものは、有効期間満了日に講習を修了したものとみなします。

② 有効期間内に更新講習を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、現に有する海技免状又は操縦免許証を打抜のうえ、受講予定の講習までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを添付する。この場合、可能な限り速やかに更新講習を受講するようお願いいたします。新たな海技免状又は操縦免許証は更新講習の修了証明書と引き換えに交付します。

③ 有効期間内に更新講習を修了できなかった者のうち、更新申請時まで、更新講習を修了した者は、有効期間満了日に更新講習を受講したものとみなします。

#### (3) 海技免状又は操縦免許証の再交付申請

##### ① 失効再交付申請

海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習は再交付申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、申請日において、3月を超過しているものは、申請日に講習を修了したものとみなします。

##### ② 滅失再交付申請

海技免状又は操縦免許証を滅失してはいないが、自宅等に保管しており、取り戻れない者などについても、本人確認のうえ、滅失再交付として申請できるようにします。自宅等に保管している海技免状又は操縦免許証は、後日速やかに返納をお願いします。

#### (4) 乗組み基準の特例許可の申請

大型船舶を被災者の方々の入浴・宿泊等に供する場合、乗組み基準の特例許可の申請手続きについて、提出書類を簡略化し、早急に許可を行います。

なお、詳細は、各地方運輸局等にお問い合わせ下さい。その際、今般の地震により支局等において甚大な被害が生じている場合は、各地方運輸局本局及び支局等においても対応致します。また、従前同様、郵送による対応も行います。



## (資料2) 船舶検査等の取扱いについて

### 1. 弾力措置の期間及び対象等

被災地の船舶の所在地を管轄する地方運輸局等での対応の困難が予想されるため、被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務について、平成23年3月14日から平成24年3月13日までの間、管轄以外の地方運輸局等でも対応致します。

### 2. 弾力措置の内容

#### (1) 船舶検査等の申請

船舶検査等に係る申請について、申請者の被災により通常の申請に拠ることが困難な場合、FAXやメール等による申請や添付書類の一部省略を認めることとします。後日、正式な申請書の提出及び手数料等の納付をお願いします。

#### (2) 船舶検査証書等の有効期間の延長

平成23年3月14日から平成24年3月13日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月の延長を行います。なお、当該有効期間の延長に伴う事務手続きは、延長された当該期間内に行うことで差し支えありません。

#### (3) 定期的検査時等の処理

被災のため受検が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であることを確認のうえ検査終了とし、終了日の翌日から起算して6カ月後の臨時検査の指定とすることが可能です。

#### (4) 船舶検査受検中船舶等の取扱い

被災地において船舶検査受検中の船舶等については、東北運輸局から委嘱手続き等の処理を行いますので、東北運輸局へお問合わせください。

#### (5) 小型船舶に係る取扱い

小型船舶についても、日本小型船舶検査機構において同様の取扱いと致しますので、詳細については同機構にお問い合わせください。

### (資料3) 雇入契約等の取扱いについて

#### 1. 弾力措置の期間及び対象

今般の地震は、国内観測史上最大規模の災害であることに鑑み、長期的な影響が生じられることから、当該震災により被災した船員、被災者や被災地域の救助・救援業務に就く船舶に乗り組む船員等に係る船員法関係規定の適用に当たっては、以下に掲げるところにより、当面の間、弾力的な事務取扱を行うことといたします。

#### 2. 弾力措置の内容

- (1) 法第37条に基づく雇入契約の成立等の届出が必要となる場合にあっては、事後的な手続きを可とする。
- (2) 法第50条に基づき船員手帳の受有等が必要となる場合にあっては、事後的な交付申請等を可とする。
- (3) 施行規則第77条の7に基づく危険物等取扱責任者資格の認定の更新が必要となる場合には、更新時期を超える場合であっても、同条第2項に規定する要件による更新を可とする。

なお、これら以外の規定の適用についても極力弾力的に運用することといたします。

## ～ 船員の在籍出向の特例を設けました ～

東北地方は船員の重要な供給地となっており、今般の東北地方太平洋沖地震により、海運業・水産業を支える多数の船員及びその家族が甚大な被害を被ったことが想定されています。

雇用船員の被災等に伴い、乗組船員を確保できない船舶所有者について、交替要員を在籍出向の形態で配乗させる場合の特例を設けました。

これまで、在籍出向については、緊密な資本関係があり、技術指導、人事交流等の目的で実施されるものに限り、船員職業安定法上問題ないものとして認めていました。

震災の特例として、新たに選択肢を増やしました。



次の要件を全て満たすものとして、地方運輸局等が確認した場合、船員職業安定法上問題のない在籍出向として、新たに特例として認めることとしました。

### 要件

- ① 東北地方太平洋沖地震に伴い、乗組船員、休暇中の予備船員の被災、家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により、本震災に伴い乗組船員を確保できない船舶所有者に対して行うものであること。
- ② 出向先事業主が船員職業安定所への求人の申込みや船員派遣事業者からの派遣船員の受入れ等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できないこと。
- ③ 在籍出向の期間は当面3月程度とすること。
- ④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

まずは運輸局・運輸支局等の船員職業安定窓口にご相談下さい。



国海人第176号  
平成23年3月16日

各地方運輸局長  
神戸運輸監理部長  
沖縄総合事務局長 } 殿

(国土交通省) 海事局長

### 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る船員の在籍出向の特例について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により、東北地方をはじめとした東日本に著しく甚大な被害をもたらされたところであるが、東北地方は、船員の重要な供給地となっており、本震災により、海運業・水産業を支える多数の船員及びその家族が甚大な被害を被ったことが想定されることである。

このような状況を踏まえ、乗組船員、休暇中の予備船員の被災、家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により、本震災に伴い乗組船員を確保できない船舶所有者が、その交替要員を短期間在籍出向の形態で配乗させる場合については、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）に抵触するおそれがないものとして整理し、当分の間、下記のとおり特例措置を講じることとするので、了知のうえ取扱いに遺漏なきを期するとともに、貴局（部）管内の関係事業者に対する周知徹底を図り、指導に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1. 在籍出向に係る特例措置

「船員職業安定法等の一部改正に伴う船舶管理会社及び在籍出向に関する基本的な考え方について」（平成17年2月15日付け国海政第157号）別紙2の整理にかかわらず、次の①から④に掲げる要件を満たす場合は、船員職業安定法に抵触するおそれのない在籍出向として取扱うものとする。

- ① 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、乗組船員、休暇中の予備船員の被災、家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により、本震災に伴い乗組船員を確保できない船舶所有者に対して行うものであること。
- ② 出向先事業主が船員職業安定所への求人の申込みや船員派遣事業者からの派遣船員の受入れ等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できないこと。
- ③ 在籍出向の期間は当面3月程度とすること。

④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

## 2. 特例措置に係る確認

特例措置に基づく在籍出向を行おうとする出向元事業主は、あらかじめ、地方運輸局（神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局を含む。）、同支局又は海事事務所の船員職業安定法事務担当課において、1. ①から④についての確認を受けるものとする。

船員職業安定法等の一部改正に伴う船舶管理会社及び在籍出向に関する基本的考え方について

国海政第157号

平成17年2月15日

(海事局長通達)

最終改正 国海人第141号

平成21年12月28日

別紙 1

違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社の要件について

いわゆる船舶管理会社については、船舶所有者又は裸傭船者（以下「船舶所有者等」という。）との船舶管理契約に基づいて、自己が雇用する船員を当該契約の対象船舶に配乗する行為を行うことが考えられる。

このような船舶管理会社が、船員を自ら雇用し、船舶管理契約の対象船舶に配乗する形態については、船員法及び船員職業安定法上、一概に禁止されるものではない（この場合、当然の帰結として当該船舶管理会社は、使用者（船舶所有者）としての船員法及び船員職業安定法上の義務を負う。）。

船員の雇用形態としては、船舶所有者等が、その所有又は裸傭船する船舶に自ら雇用する船員を配乗し、かつ、指揮命令を行うのが一般的であるが、船舶管理会社の場合には、船舶管理会社が配乗船舶を所有も裸傭船もしていないことから、船員に対する雇用関係（誰が雇用し、誰が指揮命令を行うのか等）が複雑になりやすいという特徴がある。

例えば、船舶管理会社が船員を雇用する場合であって船員に対する指揮命令権者が当該船舶管理会社であるときには船員派遣にも船員労務供給にも該当しないこととなるが、船舶管理会社が船員を雇用するものの船員に対する指揮命令権者が船舶所有者等である場合は、船舶管理会社による船舶所有者等への船員派遣又は船員労務供給に該当することとなる。この場合、船舶管理会社が業として自己の常時雇用する船員を船舶所有者等の指揮命令を受けて労務に従事させるときには船員派遣事業の許可が必要である。

したがって、船舶管理会社の名の下に、許可を受けずして違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業を行う者が出てくるおそれがあることから、船舶管理会社の適法性については、船員を誰が雇用し、誰が指揮命令するのかについて、「船舶管理契約」等の名称の如何にかかわらず、実質的・個別的に判断する必要がある。

以上のことから、違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社とは、1. に掲げられた4つの要件を満たすものとして整理することとする。

## 1. 違法な形態に該当しない船舶管理会社の要件

### (1) 船舶管理契約が締結されていること。

船舶管理契約は、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理を受託者が一括して行うことを内容とするのが通常である。

違法な形態に該当しない船舶管理契約は、このように船舶所有者等から運航を委ねられた者が、一定の期間、船舶の具体的な航行に関し一切の義務を負う契約であって、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関し一括して責任を負うものでなければならず、このような船舶管理契約が締結されていることが必要である。

なお、違法な形態に該当しないとされた船舶管理契約を締結している当該船舶管理会社が、受託した船舶管理業務のうち船員の配乗・雇用管理等の一部に関する再委託契約を子会社又は他社と締結した場合は、一括して船舶管理を行うものではないため違法な形態に該当しない船舶管理会社とは認めることはできない。

### (2) 船舶管理契約に示された船舶管理行為を実態的に行っていること。

船舶管理契約は、船舶の航行に関し一切の義務を負う契約であるので、船員の配乗管理体制、船員の労務管理体制はもちろんのこと、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理等について実態的な活動を行っている必要があり、これらの業務に関して運送行為を行う海運会社と事実上同等の体制が整備されている必要がある。

### (3) 船員を雇用していること。

船員を雇用していることから、当然船員法等の法令が適用されることとなるので、船舶所有者（使用者）としての各種義務が生じることとなる。

特に実態面として、賃金の支払い、船員保険等の加入、人事面の管理等使用者としての基本的な義務と権利を遂行している必要がある。

### (4) 船員を指揮命令していること。

船長を通じ、船員に対して指揮命令をしていること。

特に実態面として、労働時間や休日の管理、労働力の支配等使用者としての基本的な義務と権利を遂行している必要がある。

## 2. 1. の要件を満たしていることのチェックポイント

船員労務供給事業に該当しない船舶管理会社の要件としては、船舶検査証書上の船舶所有者であって船舶管理を委託するもの（以下「委託者」という。）から運航を委ねられた者が、委託者に対し、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関し一括して責任を負うことを内容とする船舶管理契約が当事者間で締結されている必要がある。具体的には次の内容が船舶管理契約に含まれていることをチェックする。

船舶管理会社が委託者に対して当該契約の対象となる船舶に関し、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関して一括した責任を負う旨の規定が明記されていること。

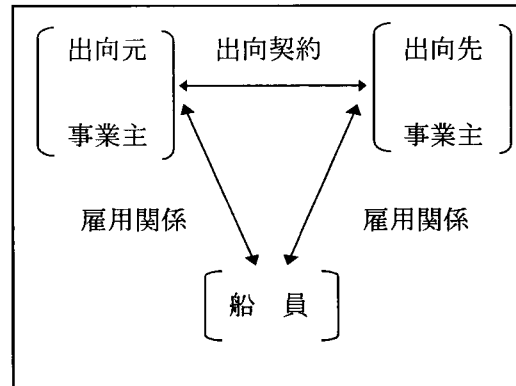
さらに、当該船員について船舶管理会社が船員保険等の保険の付保を自己の名で行うとともに、雇入契約の成立等の届出が当該船舶管理会社を船舶所有者として行われてい

ることが必要である。



## 在籍出向について

在籍出向については、密接な関連会社との人事交流、技術協力等人事管理の手段として活用されているところであるが、出向する船員と出向元事業主との間の雇用契約関係は維持されたまま労務の提供は出向先事業主に行われることとなる。このため、船員に係る雇用と指揮命令に関する関係が複雑となることから、今般制度化される船員派遣との関係を踏まえつつ、船員職業安定法に抵触するおそれのない出向形態を以下のとおり整理した。



1. いわゆる在籍出向は、出向元事業主との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向船員を出向先事業主に雇用させることを約して行われるものである。このように、在籍出向は、出向元及び出向先双方との二重の雇用契約関係が生じるのに対し、船員派遣は、派遣船員を派遣先事業主に雇用させることを約さずして行われるものであることから、派遣元とのみ雇用契約関係が存するものである。

在籍出向の場合、出向先事業主を船員法上の船舶所有者として雇入契約の成立等の届出が行われ、かつ、出向先事業主が給与の支払、船員保険等の保険の付保も自己の名で行うとともに、懲罰権の行使、就業規則の適用及び労働時間・休日等の変更等いわゆる指揮命令権を当該船員に行使する場合は、基本的に問題がないと判断できる。

これに対し、船員法上の船舶所有者と当該船員に対して指揮命令権を行使している者が異なる場合には船員労務供給に該当し、当該船員労務供給に事業性があるか否かを判断する必要がある。例えば、出向先事業主の船舶に乗り組む船員について、指揮命令権は出向先事業主が行使するものの当該船員の給与は出向元事業主が支払っている形態が考えられるが、このような場合であっても、出向が基本的に緊密な資本関係が存する等のグループ間の移動であって、次の①から④に掲げるような目的を有するものであることを雇入契約の成立等の届出の際のヒアリング等を通じて確認できた場合には船員労務供給事業に該当しないものとして取り扱うものとする。なお、この場合の雇入契約の成立等の届出を行う船舶所有者は、船員に給与を支払っている出向元事業主となる。(こうした確認には相当の時間を要することから、これを雇入契約の成立等の届出時に窓口で行った場合には、出航スケジュールに影響が生じることも予想されるため、事前に地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。)、同支局又は海事事務所の船員職業安定法事務担当課の確認を受けることが望ましい。)

- ① 船員を離職させることなく、関係会社において雇用機会を確保するため

- ② 技術指導のため
- ③ 出向の対象となる船員の能力開発の一環として実施するため
- ④ 企業グループ内の人事交流の一環として実施するため

2. なお、従来より関係通達に基づき行われてきた「船主団体内グループによる船員の相互配乗制度」については、その配乗実施体制が本通達中1. ①の目的と類似した「船員の雇用安定」を目的とするグループ所属会社間におけるものであり、実質的な雇用関係としては、出向元事業主が船員法上の船舶所有者と認められてきたところである。今般、1. のように労務供給事業に該当しない在籍出向の形態について整理したことに伴い、この相互配乗についても「在籍出向」の形態の一つとして取扱うものとする。このため、「船主団体内グループによる船員の相互配乗制度」に関する関係通達（「内航労務協会及び一洋会の船主団体内グループによる船員の相互配乗制度の取扱いについて（昭和49年5月31日付け員労第378号）」、「船主団体全内航内グループによる船員の相互配乗制度の取扱いについて（平成3年4月1日付け海労第38号）」、「船主団体内グループによる船員の相互配乗制度の取扱いについて（平成3年4月1日付け海労第72号・海基第50号）」、事務連絡「船主団体内グループによる船員の相互配乗制度の取扱いについて（平成3年6月1日）」）は、この通達の施行に伴いすべて廃止するものとする。ただし、これらの通達の廃止の前に現に行われている船主団体内グループによる船員の相互配乗については、従前のおり認めることとする。

## 東北地方太平洋沖地震における国土交通省の今後の対応方針

未曾有の地震が発生し、甚大な被害が発生したことを踏まえ、人命救助を第一義として、被災者の救援救助活動等に全力を尽くす。

国土交通省の有する、陸・海・空にわたる施設、人員、資機材等をフルに用い、情報の的確な把握と提供、被災地への緊急輸送のための交通確保、迅速な所管施設の応急復旧を実施するとともに、被災した県・市町村への支援を強力に進めていく。

### I. 捜索、救助活動等

巡視船艇、航空機による沿岸部の被害状況調査、要救助者の捜索、救助【海上保安庁】

福島第1、第2原発に係る避難指示区域周辺海域の監視警戒等【海上保安庁】

### II. 緊急輸送路の確保

陸：緊急輸送ルート of 早期確保を目指し、被災が著しい太平洋沿岸の道路啓開に必要な作業を行う。【道路局】

海：航路啓開：八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、相馬港及び小名浜港で実施【港湾局】

：物資輸送に供することができる船舶の調査の実施【海事局】

：港湾運送事業者への応援要請【港湾局】

：緊急輸送物資の海上輸送に関する港内の安全対策、水路測量の実施【海上保安庁】

空：仙台空港の早期復旧【航空局】

：三沢、花巻、福島、山形、庄内、新潟、大館能代等の運用の確保【航空局】

：非救援航空機への飛行自粛要請又は飛行禁止措置【航空局】

### III. 被災者支援等

#### 1. 被災者等の支援

緊急物資輸送のためのトラック協会等との調整【自動車交通局】

マンホールトイレの設置を調整【都市・地域整備局】

#### 2. 被災者への住宅支援

地方公共団体及び都市再生機構を通じ公営住宅等の空き室状況の把握【住宅局】

応急仮設住宅の準備：概ね2ヶ月で少なくとも約3万戸が供給できるよう要請

仮設住宅建設用地の確保要請と建設支援のための職員派遣【住宅局】

賃貸住宅・不動産関係団体に対し住宅支援への協力を要請【住宅局・総合政策局】

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等の実施【住宅局】

#### IV. 人員・資機材の派遣、地方公共団体との連携等

1. 災害情報収集担当官（リエゾン）の派遣（3/15 20時現在 59名を派遣）  
宮城県庁、岩手県庁、青森県庁、福島県庁、13市町村、陸上自衛隊
2. TEC-FORCEの派遣（3/15 16時現在 416名を派遣）  
現地支援班、高度技術支援班、被災状況調査班、応急対策班、情報通信班等
3. 災害対応車両、復旧資機材の派遣（3/15 17時現在 213台）  
排水ポンプ車 66台、照明車 83台、衛星通信車 9台、対策本部車等 55台を派遣
4. 被災地での点検の実施  
震度5強以上の市町村の土砂災害危険箇所の点検【河川局砂防部】  
被災建築物応急危険度判定等の支援【住宅局、都市・地域整備局】

#### V. 所管施設の緊急・応急復旧

1. 防災ヘリコプターによる調査  
みちのく号：宮城直轄河川調査      あおぞら号：福島県吾妻山直轄砂防調査
2. 所管施設の点検  
道路、港湾施設、海岸・河川施設（堤防、水門、樋門）、仙台空港、公営住宅、  
鉄道等【各局】
3. 建設業界等との協力  
建設業協会連合会との協定：16チーム、79人、機械52台を投入【東北地整】  
日本埋立浚渫協会との協定：11団を9港へ投入、さらに1船団の出動準備  
日本土木工業協会との協定：仮設ハウス2,300棟、仮設トイレ1,500個等確保
4. 応急復旧の実施
  - ①道路：TEC-FORCEによる道路被災状況の点検を実施（3/15 約40km実施）
  - ②鉄道：施設の被害状況の把握と早期復旧に努める。
  - ③空港：仙台空港の土砂の除去等の開始（3/14から）
  - ④港湾：港湾内の障害物の撤去
  - ⑤航路：航路標識の被害状況の把握と早期復旧、沿岸部・沖合の航路障害物の把握及び水路測量による船舶交通の安全確保。
  - ⑥河川：堤防が決壊した北上川の石巻市釜谷地先の工事に着手
  - ⑦下水道：地方公共団体の応急復旧等の広域的な支援調整。

## 〈各局の取り組み〉

【気象庁】
被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、
①地震・津波の状況を引き続き的確に監視する。
②地震・津波に関する警報・注意報等を迅速確実に発表・提供する。
③被災地に係る気象情報を的確に発表・提供する。
④障害中の地震計等各種観測データの迅速な復旧に努める。
⑤JMA-MOTを派遣し、地震、津波に関する調査を引き続き速やかに実施する。
⑥東京電力の計画停電に協力するため、徹底した節電に努める。また、計画停電時に発電発電機等の万全な運用を図り、警報等の防災・安全情報を適時的確に発表・提供する。

【緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)】 (延べ 393 班 1,507 名)
①所管施設に対する緊急調査及び応急復旧への支援のため、東北地方に北海道開発局、北陸・中部・近畿・中国・四国・九州地整から、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を最大限派遣する。 <u>110 班 416 名を派遣 (3/15 現在)</u>
②北海道・東北・関東・北陸・中部・近畿・中国・四国・九州地方整備局より、国土交通省の保有する災害対策ヘリコプター 7 機、災害対策機材 (排水ポンプ車 66 台、 <u>照明車 83 台、衛星通信車 9 台、対策本部車等 55 台</u> ) 計 213 台を派遣 なお、福島原発災害支援のため、国土交通省保有の散水車等 18 台を、近傍の三春ダム 管理所 (三春町) に集結待機し、うち 2 台を東京電力に引き渡し。
③災害情報収集担当官 (リエゾン) を各県市町等に派遣
【国土交通省 計 51 名】
宮城県 県庁、仙台市、名取市、気仙沼市、石巻市、東松島市、南三陸町
岩手県 県庁、釜石市、大船渡市、宮古市、陸前高田市、大槌町
福島県 県庁、いわき市、白河市
青森県 県庁
陸上自衛隊東北方面統監部
【海上保安庁 計 8 名】
宮城県庁、岩手県庁、福島県庁、青森県庁
緊急の派遣は以下のとおり行い、その後状況を見つつ増派する。
・先遣班 (延べ 44 班 171 名)

12日から北陸・中部・近畿・中国地整、14日から北海道より東北地方に派遣し情報収集集中。

下水道の緊急対応のため、本省、国総研等より12日から東北地方で情報収集集中。

国総研の専門家(河川、砂防、道路、橋梁)を12日から東北地方に派遣し情報収集集中

14日の広域被害調査は、ヘリコプター2機により2県(宮城・福島)を実施。

・被災状況調査班、応急対策班・現地支援班・情報通信班 (延べ 394 班 1336 名)

12日から北陸・中部・近畿・中国・四国・九州地整、13日から関東、中国地整より被災地へ向け派遣。

茨城県からの要請を受け、12日から関東地整より派遣。

・通信手段の途絶した自治体への支援のため、各地整等より、可搬型衛星通信装置(Ku-SAT)等を関係市町村に設置し、15日より順次運用開始。

#### 【海上保安庁】

- ①巡視船艇、航空機による沿岸部の被害状況調査、要救助者の捜索、救助
- ②福島第1、第2原発に係る避難指示区域周辺海域の監視警戒等
- ③航路標識の被害状況の把握と早期復旧、港内・沿岸部・沖合いの航路障害物の把握及び港内、航路等における水路測量による船舶交通の安全確保
- ④緊急輸送物資の海上輸送に関する港内の安全対策、水路測量の実施

#### 【運輸安全政策審議官】

- ①原子力発電所の被害情報について収集を実施

#### 【道路局】

- ①高速道路、都市高速道路、都道府県管理道路等の道路の復旧作業を鋭意進める。
- ②引き続き、緊急輸送ルート of 早期確保を目指し、被災が著しい太平洋沿岸の国道45号との道路啓開に必要な作業を行う。
- ③応急復旧のための調査チーム(国総研、TEC-FORCE等)による現地調査を行い、応急復旧計画を立案する。

#### 【自動車交通局】

- ①緊急物資輸送要請対応として、全日本トラック協会を通じてトラック事業者に要請中。内閣官房からの具体的な指示を受けて適切に対応。
- ②緊急物資輸送協定に基づく自治体と地方トラック協会との間の調整状況の把握に努

める。

- ③公共交通事業者の被害状況及びサービスの提供状況について把握するとともに、必要に応じ代替輸送等について検討する。
- ④車検の有効期間の伸長措置を実施。
- ⑤所管施設の被害状況について引き続き情報収集に努める。

【鉄道局】

- ①施設の被害状況の把握と早期復旧に努める。
- ②計画停電に伴う鉄道の運休情報等の把握と利用者への適切な情報提供

【航空局】

- ①仙台空港の復旧<技術企画課、空港政策課、保安企画課>
  - 1. 被害状況の把握
  - 2. 活用方策について防衛省との調整
  - 3. 復旧計画の策定及び実施
- ②救援航空機等の活動確保
  - 1. 関係する空港（三沢、花巻、福島、山形、庄内、新潟、大館能代等）の運用の確保<保安企画課、空港政策課>
  - 2. 非救援航空機への飛行自粛要請又は飛行禁止措置（ノータム発出及び航空運送事業者・航空機使用事業者への周知）<運航課、運用課、管制課>
  - 3. 現地での緊急物資輸送の確保<航空事業課、空港政策課>
- ③海外からの救援機への対応
  - 1. 海外からの救援機の受け入れの調整<国際航空課>
  - 2. 空港における受入体制の確保<首都圏空港課、空港政策課、>
- ④東北方面への輸送力の確保<航空事業課、国際航空課>
  - 1. 定期便の再開
  - 2. 臨時便の運航確保
- ⑤その他空港及び航空関連施設の復旧<技術企画課、保安企画課>
  - 1. 被害状況の把握
  - 2. 復旧計画の策定及び実施  
(対象施設)
    - (1) 山形空港及び福島空港の管制塔 等
    - (2) 航空路のためのレーダー、無線標識、無線通信施設 等
- ⑥「計画停電」への的確な対応<総務課>

【港湾局】

①大型浚渫兼油回収船による被災者の援護活動等

- ・北陸地整「白山」16日より宮古港における備蓄物資の陸揚げ等を実施予定
- ・中部地整「清龍丸」16日より釜石港における備蓄物資の陸揚げ等を実施予定
- ・九州地整「海翔丸」16日午前中に仙台塩釜港（仙台港区）沖に到着予定

②緊急物資輸送のための航路等の啓開

八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、仙台塩釜港、石巻港、相馬港及び小名浜港において、航路・ふ頭・ヤード・道路の啓開作業を実施。

③港湾運送事業者の荷役作業体制の確保

日本港運協会において準備中。当面の間は民間応援復旧本部等の協力を得て荷役を実施。

④ガレキの処分場所を検討中

⑤ TEC-FORCE 要員の派遣

東北整備局に全国の整備局等より約40名派遣

⑥港湾空港技術研究所・国土技術政策総合研究所による技術支援

- ・関東地整の要請により、港空研の地震・構造分野の専門家2名を茨城港及び鹿島港の被災調査に派遣
- ・航空局の要請により、国総研の空港舗装の専門家1名を仙台空港に派遣
- ・東北地整の要請により、技術支援のため、港空研、国総研の地震・津波の専門家20名を派遣予定

【海事局】

①緊急物資輸送については、北海道一本州間でフェリーによる自衛隊等の要員及び車両の輸送を実施中で、今後追加的な輸送要請が来ており、輸送発着地点も増やして輸送実施予定。

また、緊急物資輸送に使用可能な船舶を内航海運組合総連合会を通じて8社13～14隻（コンテナ船、RORO船、砂利運搬船）を確保済みで、災害対策本部等からの要請に応じて輸送の実施が可能（なお、物資の荷送り人・荷受け人は輸送物資の内容・量の確定と陸路の手配、港湾サイドは使用可能な港湾施設や進入航路の状況の確認をお願いしたい）。

②今後の緊急物資の海上輸送において、障害となる規制があれば、緊急避難的対応を検討する。

③船舶及び造船所の被害情報の継続把握に努める。

④海技免状、船舶検査等の申請手続き、検査の実施等について、被災者向けの特例措置を速やかに実施する。（14日に地方運輸局等に通知）



⑤被害を受けた事業者等の意向を確認の上、海上運送事業、船舶等の施設、造船関係事業所などの復興支援を検討する。

【技術総括審議官】(物流部門)

①営業倉庫等については、運輸局及び関係団体等を通じて、人的被害の把握に努めるとともに、施設等の被害状況を把握する。

【河川局】

①河川

○施設点検

- ・直轄管理河川では全ての点検を完了し、948箇所の損傷を発見。必要な(ブルーシートで覆う等の)応急対策を継続実施。都道府県管理河川については、点検を継続実施。

○直轄管理河川における被災箇所の緊急復旧

- ・堤防が決壊した北上川の石巻市釜谷地先等、東北地方整備局及び関東地方整備局において特に緊急性の高い被災箇所の緊急復旧工事を継続実施。

○被災調査

- ・(独)土木研究所の土質専門家が、被災した堤防の一次的な調査を実施。

②ダム

○直轄管理ダム

- ・下流河道の被害状況を考慮した操作手法の検討

○利水ダム

- ・点検結果の情報収集、被害情報の収集

③海岸

○現地調査・点検

- ・現地へのアクセスルートの確認。水門・樋門等開扉操作確認。海岸保全施設の緊急点検、被害状況の調査

○上記の調査が順調に進んだ場合、応急工事等の準備(直轄海岸)

- ・施設や背後地の被害、潮位の状況等を踏まえ、満潮位までの仮締切工事等(緊急復旧)の準備

【河川局】(砂防部)

①砂防関連施設の点検

- ・直轄事務所及び各都県による砂防関連施設の点検を実施(19直轄事務所については点検完了、14都県のうち9都県については点検完了)。

②土砂災害危険箇所の点検

- ・震度5強以上を観測した市町村を有する14都県のうち、13都県において優先度の高い土砂災害危険箇所等の点検に着手。2県において点検終了。

③天然ダム発生等の有無の現地調査

- ・12日よりヘリによる天然ダム発生等の有無のヘリ調査を実施。
- ・特にH20岩手・宮城内陸地震で発生した天然ダム15箇所を対象にヘリや現地踏査による調査を実施(天然ダム15箇所すべて目視調査等を実施し、大きな変状なし)。

④震度6強以上のエリアを中心に、地上からの調査が困難な山間地域を対象に、今後の土砂災害発生の可能性について、ヘリによる調査を実施中。

【住宅局】

①被災建築物応急危険度判定の支援

地方公共団体の応急危険度判定の実施状況を逐次把握するとともに、被災団体からの広域的支援要請に対応できるよう、本省に判定調整支援本部を設置し、地方公共団体及び関係団体との連絡体制を構築。本省より東北地方整備局に職員を派遣し、現地での調整支援活動を実施。

②公営住宅等の被害状況の把握

地方公共団体及び都市再生機構を通じ、公営住宅等の被害状況の把握を継続的に実施。

③公営住宅等の空き室状況の把握

地方公共団体及び都市再生機構を通じ、全国の公営住宅等の空き室状況の把握を継続的に実施。

④応急仮設住宅の対応準備

- ・大臣より、(社)住宅生産団体連合会に対し、概ね2ヶ月で少なくとも約3万戸程度が供給できるよう要請。なお、岩手県が8,800戸、宮城県が10,000戸、福島県が14,000戸を当面の必要戸数として(社)プレハブ建築協会に対し建設要請。
- ・各県の要請にこたえられるように供給の促進について(社)住宅生産団体連合会に対して要請し、調整を進めている。
- ・岩手県、宮城県、福島県の3県に対し、建設用地の確保要請及び建設支援の

ため、国土交通省職員4名を派遣するほか、東京都、大阪府、兵庫県、都市再生機構からもあわせて12名の職員を派遣予定。

⑤民間賃貸住宅

(社)全国賃貸住宅経営協会等から、被災者に対する住宅支援の申し出があった。関係団体に対し、被災者に対する住宅支援への協力を要請。

⑥住宅復旧のための融資等

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資及び被災者に対する返済方法の変更を実施。

【都市・地域整備局】

- ①今後も情報収集に努め、都市施設・宅地の被災状況を把握する。
- ②12日に派遣した先遣隊（国交省2名、東京都1名、日本下水道事業団3名）により、下水道被害を調査。
- ③下水道部内に設置した下水道支援調整チームにより被災地域内の地方公共団体の災害対策（応急復旧が中心）を広域的に支援調整するとともに、本省担当官を14日より派遣し、東北地整建政部に下水道現地支援本部を設置。
- ④下水処理場が機能停止している箇所については、日本下水道事業団と連携しつつ、簡易処理等による対応方策立案について支援する。
- ⑤マンホールトイレの設置について調整中。
- ⑥国営みちのく社の湖畔公園（宮城県柴田郡川崎町）及び国営常陸海浜公園（茨城県ひたちなか市）において、閉園の上、復旧に向けた対策を検討する。
- ⑦国営みちのく社の湖畔公園において、東北電力（車50台、90名の規模）に対して、復旧作業の拠点として駐車場を15日に提供。
- ⑧被災宅地危険度判定の実施状況を逐次把握するとともに、被災各県から要請があった場合に、地方公共団体及び都市再生機構により広域支援を実施する。

【総合政策局】

- ①復旧に必要な建設機械、労働力、建設資機材の確保のため、関係業界に協力を要請したところであり、工事中止措置や資金繰り確保など、関係業界からの要望に対して適切に対応する。
- ②不動産業界への要請  
地震による住宅等の被災状況等を把握した後、被災者への住宅等の斡旋をする。
- ③国交省保有機械の派遣  
災害状況に応じて、国が保有する排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の派遣を引き続き行う。

【官庁営繕部】

- ①引き続き被災地域に存在する官庁施設の被災状況の把握に努める。
- ②今回の地震に対する各省各庁等との相談窓口を設置。
  - ・計画停電に対する施設管理者への施設の運用に関する技術的支援。
  - ・被災した免震建物に対する応急（臨時）点検に関する文書を通知。

【大臣官房・港湾局】

①国土技術政策総合研究所

- ・東北地整の要請により、橋梁班2名を派遣。被災橋梁の調査等の技術的な支援。
- ・本省と一体で、下水道班 3 名を派遣し、東北地方の下水道被害の調査、処理法の支援。

②土木研究所

- ・東北地整の要請により、橋梁の専門家 5 名を被災地に派遣。
- ・河川局の要請により、土質・振動の専門家 3 名を宮城県内の河川堤防の被災調査に派遣

③建築研究所

- ・本省住宅局の要請により、国総研 3 名、建研 5 名を派遣。福島県・宮城県の建築物被害を調査。

④港湾空港技術研究所

- ・東北地整の要請により、港空研 5 名、国総研 1 名の津波・地震分野の専門家を仙台空港、仙台塩釜港等の被災調査に派遣。
- また、港空研 11 名、国総研 3 名の津波・地震分野の専門家を八戸港、久慈港等の被災調査に向け派遣。

⑤電気通信施設の被害状況・対応

- ・通信手段が途絶した自治体への支援として、北海道開発局、北陸・中部・近畿・中国地方整備局からの支援により、衛星通信車 6 台（本日中の稼働 5 台）、可搬型衛星通信装置 4 台（本日中の稼働 4 台）を配備予定（順次配備）。
- ・災害現場用として、関東・四国・九州地方整備局からの支援により、衛星通信車 3 台（本日中の稼働 1 台）、可搬型衛星通信装置 4 台（本日中の稼働 2 台）を配備予定（順次配備）。

【国土地理院】

- ①東北地方の太平洋側海岸部及び栗駒山周辺空中写真撮影
- ②地殻変動の状況を引き続き監視

【観光庁】

- ①宿泊施設への対応  
地方運輸局及び関係団体等において、旅館・ホテルの情報収集中。引き続き情報把握に努める。
- ②日本人旅行者への対応  
(社)日本旅行業協会等において、旅行者の安否について情報収集中。引き続き情報把握に努める。
- ③訪日外国人旅行者への対応  
日本政府観光局(JNTO)において、インフォメーションセンター(TIC)で電話問い合わせに24時間対応するとともに、JNTOホームページ(英・中・韓)に各種情報へのリンクを掲載。

【北海道局】

- ①北海道内の被災状況の把握に努め、被災市町村等関係自治体への支援について開発局を指導する。
- ②引き続き、浸水区域での所管施設の被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の早急な応急復旧に努める。
- ③北海道内の被害が軽微な地域から、東北地方などへの人員、物資など可能な支援の内容について関係部局と調整する。

## 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）関連情報について

この度の東北地方太平洋沖地震で被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

当該地域海運関連事業者の皆様、並びに船員の皆様・ご家族様に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災された方々の救助活動、復旧支援に活動いただいている皆様の暖かい志に、心からお礼申し上げます。

3 / 19 現在の当業界に係る関連情報をお知らせいたします。

このホームページは、今後も地震に係る内航業界に関連する情報をお知らせして参ります。

- 東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について
- 石油製品の供給について
- 東日本大震災に対する船員保険の当面の対応等について
- 仙台塩釜港（仙台港区）の一部復旧について
- 岩手県宮古港の一部復旧について
- 会議免状、船舶検査、雇入契約等申請手続きの弾力的運用について
- 船員の在籍出向の特例について
- 東北地方太平洋沖地震における国交省の今後の対応方針

以 上

## 東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について

平成 23 年 3 月 18 日  
海 事 局

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、現在、太平洋側の広い範囲にわたって船舶及び家屋の一部を含む物体が多数漂流しており、海上保安庁から航行警報が発出されているところ、当該海域を航行する際には、船舶は、十分注意して航行するように努められたい。

なお、沿海区域を航行区域とし、沿海区域に対応した船舶職員を配乗させた船舶が、多数の漂流物があるために沿海区域を超えた海域を航行しないと漂流物との衝突を回避できない状況が発生した場合にあっては、緊急避難的な観点から、下記を条件として、当該船舶が沿海区域を超えて航行することを認めることとする。

この措置は、標記地震に伴う船舶及び家屋の一部を含む物体の漂流に関する航行警報が発出されている間に限り適用するものである。

### 記

沿海区域から大きく逸脱せず、沿海区域を超えた海域を航行しないと漂流物との衝突を回避できない状況が解消した場合には、速やかに沿海区域に戻ることを。

以上



平成23年3月19日

問い合わせ先

国土交通省 海事局海技課 富田・多田

(代表) 03-5253-8111 (内線) 45-317, 45-318

(直通) 03-5253-8655

## 東北地方太平洋沖地震災害の発生に伴う被災地の復興を目的とする船舶に係る乗組み基準の特例について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震災害による被害の影響の大きさ等を踏まえ、被災地の復興作業に従事するために定係港及び被災港間等を回航する船舶については、特例的に、航行の安全を確保した上で、平水区域に係る乗組みで沿海区域を航行することを認めることと致しました。

なお、出先機関の開庁状況については、国土交通省ホームページにて別途公表、随時更新する予定としています。



## 東北運輸局における業務運営について（海事関係）

	業務運営状況
本局（仙台市）	○
青森運輸支局（青森市）	○
八戸海事事務所（八戸市）	○
秋田運輸支局（秋田市）	○
山形運輸支局（酒田市）	○
岩手運輸支局（宮古市）	×（被災のため業務停止中）
気仙沼海事事務所（気仙沼市）	×（被災のため業務停止中）
石巻海事事務所（石巻市）	×（被災のため業務停止中）
福島運輸支局（いわき市）	×（被災のため業務停止中）

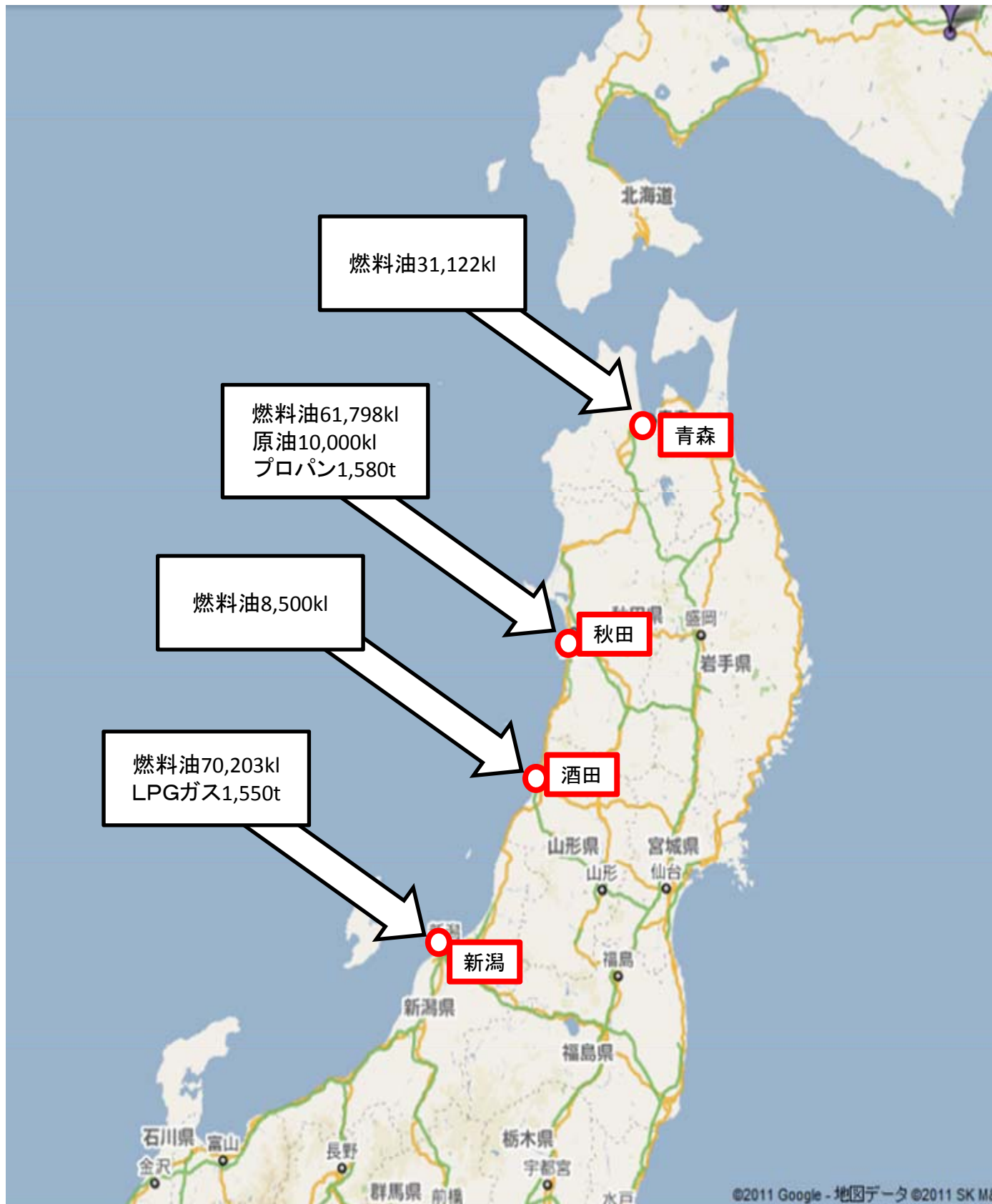


(※) 業務停止中の運輸支局・海事事務所の海事関係業務は、現在、本局において代行しております。

【東北運輸局所在図】

## 内航油送船による緊急輸送対策について

- 現在、内航油送船により、稼働している日本海側・北海道の油槽所に向け、緊急輸送物資としてのべ48隻が合計で燃料油約17万KL、原油1万KL、LPGガス等約3千トンを送る。
- 現在、元請オペレーターが運航する油送船は全船が稼働中。日本海側の石油タンクの容量一杯まで輸送している状況。
- 太平洋側の石油タンクが使用可能になれば、輸送を振り替えることも可能。



※数字は平成23年3月17日 18時現在

(3/17 18:00現在)  
 平成23年3月18日  
 海 事 局

内航油送船による緊急輸送対策について

○油の海上輸送の約8割を占める、大手4社からのヒアリング調査

(運航会社:旭タンカー(株)、上野トランステック(株)、鶴見サンマリン(株)、日本タンカー(株))

積日	積地	揚日	揚地	油種	数量
3月9日	小名浜	3月13日	秋田	C重油	5,000 KI
3月10日	室蘭	3月12日	秋田	ガソリン	3,980 KI
				軽油	1,000 KI
3月10日	千葉	3月16日	秋田	ガソリン	2,950 KI
3月11日		3月17日	新潟	灯油	1,000 KI
3月12日	宇部	3月14日	新潟	ガソリン	1,900 KI
				軽油	1,000 KI
3月12日	宇部	3月14日	新潟	灯油	1,000 KI
3月12日	宇部	3月15日	新潟	LPG	1,550 t
3月13日	仙台	3月14日	青森	A重油	2,100 KI
3月13日	仙台	3月15日	新潟	A重油	2,150 KI
3月13日	室蘭	3月14日	新潟	ガソリン	2,000 KI
				軽油	3,000 KI
3月13日	鹿島	3月14日	青森	灯油	5,000 KI
3月13日	苫小牧	3月14日	秋田	A重油	400 KI
3月13日	苫小牧	3月15日	新潟	A重油	1,590 KI
3月13日	徳山	3月15日	新潟	ガソリン	1,300 KI
3月14日	室蘭	3月15日	秋田	ガソリン	2,000 KI
				灯油	2,000 KI
				軽油	1,400 KI
3月14日	川崎	3月16日	青森	ガソリン	2,000 KI
				軽油	730 KI
				灯油	2,440 KI
3月14日	千葉	3月17日	秋田	C重油	5,000 KI
3月14日	苫小牧	3月15日	秋田	ガソリン	1,220 KI
				軽油	3,070 KI
3月15日	室蘭	3月16日	青森	ガソリン	2,000 KI
				軽油	3,000 KI
3月15日	室蘭	3月16日	新潟	ガソリン	3,000 KI
				軽油	2,000 KI
3月15日	室蘭	3月16日	酒田	灯油	3,000 KI
3月15日	川崎	3月20日	青森	A重油	2,022 KI
3月15日	室蘭	3月17日	新潟	ハイオク	500 KI
				ガソリン	2,500 KI
				軽油	2,000 KI
3月15日	室蘭	3月16日	新潟	C重油	2,000 KI
3月15日	喜入	3月19日	秋田	原油	5,000 KI
3月15日	室蘭	3月17日	秋田	A重油	1,260 KI
3月15日	東新潟	3月16日	秋田	C重油	5,000 KI
3月15日	千葉	3月18日	秋田	C重油	5,000 KI

積日	積地	揚日	揚地	油種	数量
3月16日	室蘭	3月17日	酒田	ガソリン	1,900 KI
				軽油	1,000 KI
3月16日	宇部	3月18日	新潟	ガソリン	2,810 KI
				灯油	3,120 KI
3月16日	宇部	3月19日	新潟	ガソリン	2,700 KI
				軽油	3,000 KI
3月16日	喜入	3月20日	秋田	原油	5,000 KI
3月16日	室蘭	3月18日	新潟	A重油	2,000 KI
3月16日	室蘭	3月17日	秋田	プロパン	790 t
3月16日	苫小牧	3月18日	新潟	ガソリン	4,200 KI
				軽油	1,300 KI
3月16日	苫小牧	3月17日	秋田	ガソリン	2,778 KI
				軽油	2,030 KI
3月17日	川崎	3月20日	新潟	ガソリン	2,010 KI
				灯油	3,680 KI
3月17日	川崎	3月19日	青森	ガソリン	2,750 KI
				灯油	1,860 KI
				軽油	1,140 KI
3月17日	苫小牧	3月18日	酒田	灯油	2,600 KI
3月17日	室蘭	3月19日	新潟	ガソリン	2,000 KI
				灯油	2,000 KI
				軽油	1,000 KI
3月17日	室蘭	3月18日	新潟	ガソリン	3,000 KI
				軽油	2,000 KI
3月17日	坂出	3月20日	青森	A重油	3,080 KI
3月17日	苫小牧	3月18日	秋田	A重油	2,710 KI
3月18日	四日市	3月21日	青森	ガソリン	2,000 KI
				軽油	1,000 KI
3月18日	新潟	3月19日	秋田	プロパン	790 t
3月18日	東新潟	3月21日	秋田	C重油	5,000 KI
3月18日	室蘭	3月20日	新潟	ガソリン	2,000 KI
				軽油	3,050 KI
3月18日	室蘭	3月20日	新潟	ガソリン	1,860 KI
				灯油	1,440 KI
3月18日	東新潟	3月21日	秋田	C重油	5,000 KI
3月18日	蔚山(韓国)	3月21日	秋田	C重油	5,000 KI

合計 48隻	原油	10,000 KI
	A重油	17,312 KI
	C重油	37,000 KI
	ガソリン	55,358 KI
	灯油	29,140 KI
	軽油	32,813 KI
	LPGガス等	3,130 t

## 福島原発沖における船舶の航行について

平成 23 年 3 月 15 日  
海 事 局

沿海区域を航行区域とし、沿海区域に対応した船舶職員を配乗させた船舶は、陸岸から概ね20海里として規定される「沿海区域」を超えて航行することはできないが、福島原発沖の避難区域が沿海区域を超える状況となった場合、緊急避難的に、下記を条件として、当該船舶が沿海区域を超えて航行することを認めることとする。

なお、この緊急避難措置は、当該海域の避難海域が沿海区域を超えている間に限り適用するものである。

また、本件については、海上保安庁も了解済みであることを申し添える。

### 記

1. 迂回航行に当たっては、沿海区域から大きく逸脱しないこと。
2. 航行予定海域の気象・海象に十分注意して航行すること。

以上